

相 談 事 例

ID : 03-02-030

相談タイトル

入居した賃貸アパートの騒音被害について

Q：ご相談内容

賃貸借契約を結んだアパートの近くを新幹線の高架が通っている。契約時に管理会社に確認したが、「新幹線の音は気にならない」と言われた。昨日入居したが思っていた以上に音がうるさく、転居もしくは家賃を減額してほしいと考えているが可能か。

A：回答

居住環境の中でも音（騒音）の対応については、「受忍の限度」という一定の判断がなされ、その判断に基づき各種対応がなされると考えます。現状では、まずは管理会社に騒音の状況（実態）及び相談者の要望を伝え交渉を行っていただくこととなります。相談者の方の要望については、「受忍の限度」の判断とともに、対応内容が検討されるものと思います。法的な対応の要望については、弁護士等に法的判断を相談されることがよいと考えます。